

二本松市地域防災計画

**第 5 編 火山災害対策編**

(令和 4 年 1 月 修正素案)



## 第1部 災害の条件

### 第1章 基本方針

#### 第1節 本編の目的

那須火山帯に位置する吾妻、安達太良、磐梯等の山々は、近世の歴史にみられるように、火山活動によって多くの被害をもたらしている。

国は、これを教訓に防災対策に資するため常時火山観測を実施し、情報の通報を行うこととしている。

県内の火山では、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳について、仙台管区気象台地域火山監視・警報センター及び気象庁地震火山部火山監視・警報センターで常時観測・監視している。

本市もここに、火山災害から住民、登山者、観光客等の生命、身体及び財産を保護するため、火山情報の収集及び伝達、防災施設の整備、警戒及び避難その他の災害対策に関する事項を定め、市及び防災関係機関の防災体制の確立を期することとする。

#### 第2節 火山地域市町村

福島県においては、表のとおり市町村が活火山に近接している。これらの市町村にあつては、国、県及び防災関係機関と平常時から情報を共有し、連携を取りながら火山防災対策を実施することとする。

火山名	市町村
吾妻山	福島市、猪苗代町、北塩原村
安達太良山	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町
磐梯山	郡山市、会津若松市、喜多方市、猪苗代町、磐梯町、会津坂下町、北塩原村、湯川村
燧ヶ岳	檜枝岐村
沼沢	三島町、金山町
那須岳	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、下郷町

#### 第3節 火山災害警戒地域

活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」）に基づき、内閣総理大臣は火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。本市の警戒地域は表のとおり安達太良山が該当していることから、本編では安達太良山に対する対策を主な内容とする。

火山名	県	市町村
安達太良山	福島県	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町

なお、警戒地域に指定された県・市町村は想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を共同で設置する。

## 第2章 過去の火山活動（安達太良山）

- 1 1658年（万治元年） 山崩れ、温泉湧出
- 2 1813年（文化9年） 噴煙多量「岩代岳噴煙」
- 3 1899年（明治32年） 噴火

沼ノ平火口内には1898年末までは噴気孔の数は2~3個で、噴気量も少なくわずかに湯気が上がる程度であったが、1899年初めから噴気孔の数・噴気量も増大し始めた。同年初夏、2~3個の噴気孔から「ゴーゴー」と響きのある噴気活動があった。その後も新しい噴気孔の出現や小規模の噴出が時々あった。

8月24日、23時30分頃爆発。火口の位置は沼ノ平の中央部からやや南西に偏したところで、いつも噴煙が活発だった箇所である。噴火の状況は、大音響とともに火炎（硫黄の燃焼ガス）を噴出した。火口の周囲には、ほぼ純粋の硫黄が円錐形に堆積し、高さ約2m、底の直径約6mにまで達したが、25日朝までにはほぼ燃えつくした。

8月25日、朝になって活動状況が変化し、鳴動が強くなっただけでなく、火口縁を著しく破壊して飛散させ、火山灰の噴出も増大した。降灰は東方数kmまでであったようであるが、しばらくして止んだ。

10時頃から終日黒色の硫黄泥を絶えず噴出し、その高さも20m~50m、ときに100mくらいになり、火口も拡大し、その周囲に泥土を堆積させた。14時頃には火口の直径東西約40m、南北約30m、深さ約4mの円形を呈し、底には泥土が溜り沸騰していた。その日の夜になって、火炎・降灰とも止み鳴動もなくなった。8月26日以後は穏やかになり、わずかに泥土を噴出する程度になった。

11月11日、噴火。噴火地点は8月に噴火した箇所と同一であり、噴石・黒煙をおびただしく噴出したが、3時間くらいで止んだ。

11月12日、19時30分頃噴火。噴火地点は前回と同じであったが、8月の噴火よりも強く、大音響とともに噴石・火山灰を噴出し、 $10^4$  m<sup>3</sup>程度の火口を生じた。沼ノ平一帯には数十cmも火山灰が堆積し、また噴石の最大のもは70~400kgもあった。その後も噴石・降灰が盛んであったが、静穏になった時期は不明である。

- 4 1900年（明治33年） 噴火

7月17日、午後4時頃から2~3回小爆発があり、午後6時から6時30分頃、ついに爆発した。

沼ノ平の中央部はめぐりとられて、旧火口の様相は一変し旧火口底に長円形の新火口（径150m~300m、深さ30m~40m）を生じ、新火口内には18個ほどの高温な噴気孔ができ、それらの中には熱湯を噴出し、次第に貯水して火口湖を形成したのもあった。最も噴気活動が活発なものは新火口の西部であった。この水蒸気噴火では、死者80名以上を出し、また、沼ノ平にあった硫黄精錬所も吹き飛ばされた。従業員83名中、先の小爆発で急ぎ避難した少年を除いて、全員が死傷した（死者30名、行方不明者42名、負傷者10名 いずれも概算）。

なお、この大爆発による火山砕屑物の容積が $0.004\text{ km}^3$  ないし $0.0011\text{ km}^3$ 、爆発の総エネルギーは $10^{22}$ エルグ程度と概算されている。

この爆発の前兆らしい異常現象として挙げられたものには噴気の活発化ないし小爆発のほか、沼ノ平火口東方の湧水が約1ヶ月前から次第に減水し、10日ほど前から特にそれが目立ち、泉温も以前よりやや高かったこと、その他の地域でも井戸水や湧水が減り、又は枯れたところがあり、沼尻温泉では大爆発当日、温泉温度が上昇したことなどがある。

- 5 1950年（昭和25年） 噴煙  
2月25日、安達太良山の噴気孔に約50mの噴煙が上がるのを確認した。
- 6 1985年（昭和60年）～1987年（昭和62年）  
1985年6月、1986年5月、1987年11月の各現地観測時に、沼ノ平の西側登山道付近で、新しく小規模な噴気地帯が確認された。
- 7 1997年（平成9年） 火山ガス事故  
9月15日 午前、安達太良山の沼ノ平火口付近で、登山客4人が倒れているとの連絡がアマチュア無線を通じてあった。かけつけた地元の救助隊によって、午後2時前4名とも死亡が確認された。事故に遭ったパーティーは14人のパーティーで、霧のために道を見失い、危険地域に入り込んだことによる事故で、まず3人が倒れ、それを助けようとした1人も倒れた。  
9月17日、福島県警察本部は、亡くなった4人の遺体から血液や尿など採取し、福島県立医科大学に依頼して調べた結果、血液から硫化水素の成分が検出されたほか、4人が直径5mほどの狭い範囲内に倒れていたことなどから、警察では4人の死因は硫化水素ガスを吸ったための中毒死と断定した。  
現在は、事故が起きた沼ノ平へ直接入れる登山道を管理している猪苗代町と二本松市が、登山口に看板を出したり、ロープを張ったりして、沼ノ平の火口への立ち入りを禁止している。

## 第2部 災害予防計画

### 第1章 災害防止対策

#### 第1節 防災体制の整備

##### 1 警戒配備体制

気象庁より安達太良山の噴火警戒レベル2または3が発表された場合、「一般災害対策編 第2部 第1章 応急活動体制」における「警戒配備」とする。

##### 2 非常配備体制

気象庁より安達太良山の噴火警戒レベル4または5が発表された場合、状況に応じ「一般災害対策編 第2部 第1章 応急活動体制」における「第一次配備体制」、または「第二次配備体制」とする。

##### 3 災害対策本部の設置

火山現象の規模又は被害の状況等から、災害対策に万全を期すため必要があると認める場合は「一般災害対策編 第2部 第1章 応急活動体制」により災害対策本部及び現地災害対策本部を設置するものとする。

##### 4 防災関係機関の連絡調整

市は、災害応急対策に従事する防災関係機関の活動が円滑に実施されるよう、必要な連絡調整にあたるものとする。

##### 5 噴火警報等の周知

市は、活火山法第12条の規定(火山現象に関する情報伝達に関する規定)に基づき、県知事から噴火警報等の通知を受けたときは、迅速かつ的確に住民及び関係機関・団体に対して周知するとともに、必要な災害対策を講じるものとする。

##### 6 応急措置の実施

災害対策上、作業の従事若しくは協力命令又は施設若しくは物資等の保管命令その他の応急措置を必要とする場合は、災害対策基本法第71条及び同法第72条の規定に基づき行うものとする。

##### 7 避難施設緊急整備地域等の指定に基づく事業の実施

活火山法第13条の規定に基づき、避難施設緊急整備地域の指定を受けたときは、県知事が作成する避難施設緊急整備計画により同法第16条の規定に基づき事業を実施するものとする。

#### 第2節 防災事業等の推進

市は、火山災害による被害を防止又は軽減するため、必要に応じ県に準じて、次の事業等の推進を図るものとする。

##### 1 避難施設(退避舎、退避壕、退避広報施設等)の整備

##### 2 防災営農施設の整備

##### 3 降灰除去事業

##### 4 治山治水事業

- 5 砂防事業
- 6 河川の水質汚濁防止措置
- 7 火山現象の調査、研究及びその成果の普及
- 8 福島地方気象台、県等との連絡調整

### 第3節 予防対策

#### 1 危険防止設備の整備

市は、火山地域において、危険が予想される場所等に注意を喚起する立看板等を設置し、又は当該地域に立入りを規制する設備等の整備を図るものとする。

#### 2 火山現象の知識の啓発

##### (1) 住民等に対する啓発

市は、火山地域の住民、登山者及び観光客等に対し、火山災害の危険性について作成した火山防災マップ等を用いて情報提供を効果的に行うものとする。

市は、登山者及び観光客等に対し、登山情報及び観光情報において、火山災害の危険性のほか、避難に関する情報や山小屋等の位置等について周知・啓発を行う。

市は、異常現象を発見した場合の通報義務について住民、登山者、観光客等に啓発を図るとともに、火山性ガスの噴出地帯などの危険箇所については、立入を規制する立看板等を設置するなど、住民、登山者、観光客等へ周知を図るものとする。

##### (2) 防災関係機関の協力

防災関係機関は、注意喚起のための標識の掲示、チラシの配付、車内放送等その所掌事務に基づき、住民、登山者及び観光客等に対して、危険防止のための知識の啓発を行うほか、県または市から啓発について応援要請があった場合はこれに協力する。

#### 3 登山届等の提出の周知・啓発

市は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）等の積極的な提出及び携帯電話による災害情報に関する登録制緊急情報メール配信サービスについて周知・啓発を図るものとする。

登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

#### 4 防災訓練の実施及び避難誘導體制の充実

市は、防災関係機関及び住民等に参加を求め、火山災害の防止又は軽減を図るため、火山防災マップ等を活用するなど、実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、市は、防災関係機関等に参加を求め、火山災害の特殊性を考慮した火山防災情報の収集・伝達訓練、通信訓練を実施し、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るよう努めるとともに、避難誘導、支援者などが噴火警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段、装備や、消防団体などの避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

## 5 避難確保計画の作成等

警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設）の名称及び所在地は表のとおりであり、**当該施設**の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市に報告するものとする。

市は、警戒地域内の**当該施設**に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

名称	所在地
あだたら高原リゾート	二本松市奥岳温泉
二本松塩沢スキー場	二本松市塩沢字茱黄塚山



## 第2章 噴火警報等

### 第1節 噴火警報・予報

#### 1 噴火警報等の種類

活火山である吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢及び那須岳に係る噴火警報等の種類は、以下のとおりである。

##### (1) 噴火警報

仙台管区气象台及び気象庁地震火山部が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表するもの。

警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられている。

##### (2) 噴火予報

仙台管区气象台及び気象庁地震火山部が、**火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。**

##### (3) 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等がとるべき防災対応を5段階に区分して発表する指標である。本県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況を下表に示す。

本県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳
噴火警戒レベルが運用されていない火山	沼沢、燧ヶ岳

噴火警戒レベルは噴火警報・噴火予報で発表される。また、気象庁ホームページに現在の噴火警戒レベルが表示されている。

また、安達太良山の噴火警戒レベル表を次頁に示す。

安達太良山 噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲 (キーワー レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火口から概ね4 km 以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している（火砕流・火砕サージは居住地域近くまで）。</li> <li>・融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。</li> </ul> <p>【過去事例】 有史以降の事例なし</p>
		4 （避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火口から概ね4 km 以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性（火砕流・火砕サージは居住地域近くまで）。</li> <li>・融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。</li> </ul> <p>【過去事例】 有史以降の事例なし</p>
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火口から概ね2.5km 以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。</li> </ul> <p>【過去事例】 1900年7月17日：沼ノ平火口で水蒸気噴火</p>
		2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火口から概ね1 km 以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。</li> </ul> <p>【過去事例】 1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火</p>
予報	噴火予報	1 （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火山活動は静穏。</li> <li>・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。</li> </ul> <p>【過去事例】 1996年9月：白色噴煙30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる</p>

※特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、または孤立が想定される集客施設を指す。

居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

(4) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・ 噴火警報が発表されている常時観測山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(5) 火山の状況に関する解説情報

噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではない時点で、その後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(6) 降灰予報

次の3種類の降灰予報を気象庁地震火山部が発表する。

ア 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報（速報）

- ・ 噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。
- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

（※1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。
- ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

（※2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝え

るため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。

＊＊（参考：降灰量の階級の説明）＊＊

【多量：1mm以上】

火山灰がまきあげられ視界不良となり地面は完全に覆われる。【外出を控える】

【やや多量：0.1－1mm】

火山灰が降っているのが明らかにわかり路面表示は見えにくくなる。【注意】

【少量：0.1mm未満】

火山灰が降っているのがようやくわかり地面にうっすら積もる。

(7) 火山ガス予報

気象庁地震火山部が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(8) その他の情報等

噴火警報・予報および火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報、火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報として、気象庁地震火山部及び仙台管区気象台は、次の情報等を発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火直後直ちに周知するために発表する。

## 第2節 情報伝達系統

### 1 連絡体制

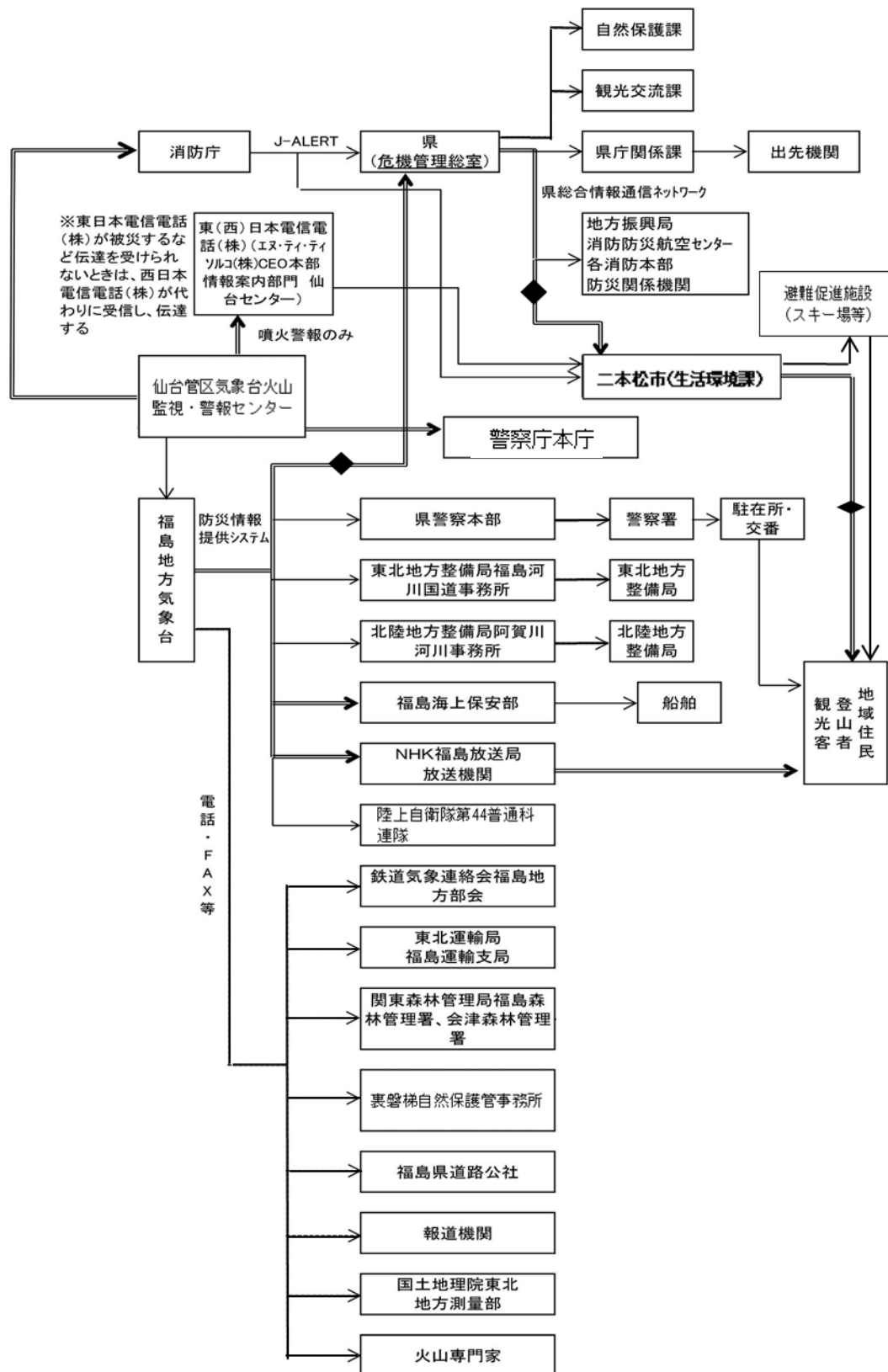
噴火警報等は、次の関係機関に伝達し、次頁の伝達系統図に従い周知を図るものとする。

特に、噴火警報（居住地域）は、火山現象による災害から、人の生命及び身体を保護するために通報されるものであって特に緊急を要するものであるから、伝達については迅速かつ的確に取扱うものとする。

噴火警報等の伝達機関

伝達官署・火山	伝達先	火山名					
		吾妻山	安達太良山	磐梯山	燧ヶ岳	沼沢	那須岳
福島地方気象台	福島県（危機管理総室）	○	○	○	○	○	○
	福島県警察本部	○	○	○	○	○	○
	福島海上保安部	○	○	○	○	○	○
	福島森林管理署	○	○	—	—	—	○
	会津森林管理署	○	○	○	○	○	—
	東北地方整備局福島河川国道事務所	○	○	○	○	○	○
	東北地方整備局郡山国道事務所	—	—	○	—	—	—
	北陸地方整備局阿賀川河川事務所	○	○	○	○	○	○
	裏磐梯自然保護官事務所	○	○	○	—	—	—
	檜枝岐自然保護官事務所	—	—	—	○	—	—
	那須自然保護官事務所	—	—	—	—	—	○
	東北運輸局福島運輸支局	○	○	○	○	○	○
	国土地理院東北地方測量部	○	○	○	○	○	—
	陸上自衛隊第44普通科連隊	○	○	○	○	○	○
	新聞・ラジオ・テレビ報道機関	○	○	○	○	○	○
鉄道気象連絡会福島地方部会	○	○	○	○	○	○	

噴火警報等伝達系統図



※「◆」は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路 ※北陸地方整備局には新潟地方気象台から伝達

## 2 市の措置

市は、県（危機管理総室）から噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）を受領したとき、火山の現象や噴火警戒レベルにより、火山地域において登山者及び観光客等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、火山の現象や噴火警戒レベル等の情報を、緊急速報メールなど多様な手段により防災関係機関及び住民、登山者、観光客及び観光施設等へ伝達するとともに、噴火警報の内容等に応じた立入規制など火山災害防止対策上必要な措置を講ずるものとする。

特に、火山現象特別警報〔特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）〕について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車などにより住民等へ周知する。

なお、安達太良山の火山活動に対する具体的な措置は「安達太良山火山防災協議会」（以下「協議会」という。）で定める「安達太良山の火山活動が活発化した場合の避難計画」（以下「避難計画」という。）によるものとする。

## 第3章 避難・誘導體制づくり

火山活動に対する具体的な避難施設、避難場所、避難路及びその他の避難経路と、避難対応については、協議会で定める避難計画によるものとし、そのほか避難計画に定めのない事項については一般災害対策編に準拠するものとする。

## 第4章 緊急輸送の整備

火山災害時に負傷者を搬送することが想定される医療機関、負傷者の搬送や警察、消防、自衛隊による救助活動のためのヘリポートは、協議会で定める避難計画によるものとし、そのほか避難計画に定めのない事項については一般災害対策編に準拠するものとする。

## 第5章 備蓄・調達体制の整備、防災資機材等の整備

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第6章 防災知識の普及、訓練

平常時からの防災啓発及び防災訓練については、協議会で定める避難計画によるものとし、そのほか避難計画に定めのない事項については一般災害対策編に準拠するものとする。

## 第7章 要配慮者の安全確保

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第3部 災害応急対策

### 第1章 応急活動体制

本編第2部第1章第1節「防災体制の整備」によるものとし、そのほか定めのない事項については、一般災害対策編に準拠するものとする。

### 第2章 応援の要請

————— 一般災害対策編準拠 —————

### 第3章 情報の収集・伝達

#### 第1節 収集及び伝達する情報

噴火警報等の情報は、応急対策を実施する上で不可欠なものであるが、災害現場は地域的に山岳地が多くなることが予想されるため、有線による情報の収集及び伝達は極めて困難になるものと思われる。従って、県（危機管理総室）、市、消防署その他の防災関係機関は、山小屋、観光施設等に設置された衛星携帯電話や無線機等を有効的に運用し、以下の情報の収集及び伝達に努めるものとする。

- 1 人的被害及び住居被害の状況
- 2 要救助者の確認
- 3 住民、登山者、観光客等の避難の状況
- 4 噴火規模及び火山活動の状況
- 5 被害の範囲等
- 6 避難道路及び交通の確保の状況
- 7 その他必要と認める事項

#### 第2節 監視

市は、火山の現象により、火山地域において登山者及び観光客等の生命及び身体を保護するため特に必要と認めるときは、状況に即応した監視を行うものとする。ただし、平常時においては、（公財）福島県観光物産交流協会、県道路公社及びその他の火山地域にかかる関係機関に、その駐在員等による監視を要請することができるものとする。

### 第4章 災害時の広報

市は、火山の現象や噴火警戒レベルにより、火山地域において登山者及び観光客等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、火山の現象や噴火警戒レベル等の情報を、緊急速報メールなど多様な手段により登山客、観光客及び観光施設等へ伝達するものとする。

なお、具体的な広報の方法については協議会で定める避難計画によるものとし、そのほ



か避難計画に定めのない事項については一般災害対策編に準拠するものとする。

## 第5章 救助活動

### 第1節 救助隊の編成

火山災害の現場において要救助者があるときは、協議会で定める避難計画により対応するものとする。特に山岳救助及び空中救助にあたっては、関係機関と十分に協議する。

### 第2節 二次災害の防止

救助活動にあたっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮し、二次災害の防止に万全を期すものとする。

## 第6章 避難

### 第1節 避難指示等

#### 1 高齢者等避難

市は、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域において災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難の準備を呼びかけるものとする。

なお、協議会で定める避難計画において、火口からの距離や避難経路の状況、その他地域の実情を踏まえ、他の居住地域よりも早い（噴火警戒レベルが低い）段階で避難の対応を要する特定地域（以下「特定地域」という。）を定めることとし、特定地域においては噴火警戒レベル3の段階で対応が必要となる。

#### 2 避難指示

市は、噴火警戒レベル2またはレベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され、火口周辺または火口周辺から居住地域の近くまでに災害が発生させる現象が及ぶと認めるときは、警戒範囲内の登山者及び観光客等に対して避難を指示し、避難者を誘導するものとする。

また、火山現象により、住民等の生命及び身体の保護が緊急を要すると認められるとき、又は噴火警戒レベル5に相当する噴火警報（居住地域）を受けたときは、緊急である旨を付して避難を指示するものとする。

これらの指示、誘導においては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

避難を指示するときは、協議会で定める避難計画を参考に避難先、避難場所を明示し、住民等へ伝達するものとする。（本事項は、以下(3)の伝達についても準用するものとする。）

なお、特定地域においては、噴火警戒レベル4の段階で対応が必要となる。

#### 3 二次避難等

市は、緊急避難の後危険性が一時的に消滅したと認めるときで、さらに遠方に避難する必要があると認められるときは、緊急避難者に対して最終的に安全な場所への避難を指示し、避難者を誘導又は搬送するものとする。その際は、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

この場合、市は、県（危機管理総室）、福島地方気象台、警察本部その他の関係機関と十分協議するものとする。

## 第2節 避難誘導

市は、火山噴火等により住民、登山者、観光客等の生命及び身体等に危険がある場合には、協議会で定める避難計画に、仙台管区気象台が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

なお、避難時の周囲の状況などにより、屋内にとどまっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避などの安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

また、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

## 第7章 医療（助産）救護

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第8章 緊急輸送対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第9章 災害警備活動及び交通規制措置

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第10章 防疫及び保健衛生

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第11章 廃棄物処理対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第12章 救援対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第13章 被災地の応急対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第14章 応急仮設住宅の供与

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第15章 行方不明者の捜索、遺体対策等

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第16章 生活関連施設の応急対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第17章 文教対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第18章 要配慮者対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第19章 ボランティアとの連携

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第20章 災害救助法の適用等

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第21章 被災者生活再建支援法等に基づく支援

————— 一般災害対策編準拠 —————

## 第4部 災害復旧計画

### 第1章 施設の復旧対策

————— 一般災害対策編準拠 —————

### 第2章 被災者の生活安定

————— 一般災害対策編準拠 —————